

亀山市景観計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(産業建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ～ R - 年度		
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。		
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。		
計画の骨格			

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R1)	目標値
		単位			
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	景観法に基づき35件(建築物28件、工作物1件、開発行為等6件)の届出を受理し、その際、事前相談等を行い、良好な景観形成に努めた。 「景観の日」に合わせて6月1日号の広報掲載とともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画に関するパンフレットを配布し、また関係機関(県、民間審査機関等)へも配布を行った。 亀山城下町景観形成推進地区内の景観重要建造物候補の現況調査を実施した。
成果	景観法に基づく届出制度により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。 景観計画のパンフレット配布等により、亀山市の景観計画について周知を図ることができた。 景観重要建造物候補の現況を把握することができた。
総合計画推進への寄与度	1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 ③魅力的な都市の形成 魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。

反省点・課題	亀山城下町景観形成推進地区内の現況建築物調査を行ったが、解体、建替え等により景観重要建造物候補は減少の傾向にある。 景観計画策定から期間が経過しているため、現状に即した計画への変更が必要となる。
--------	---

今後の方向性	景観についての住民理解をさらに深めるため、景観重要建造物、景観重要樹木の指定、景観重要道路の変更等を実施し、景観重要建造物等の維持・保全による良好な景観の創出に努める。
--------	---